

平成25年度 幌延町人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員別採用者数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	医療技術職	栄養士	合計
高卒	-	-	-	-	-	1人	-	-	1人
短大卒	-	-	-	-	-	-	-	-	0人
大卒	4人	1人	-	-	-	-	-	-	5人
計	4人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	6人

(2) 事由別退職者数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	医療技術職	栄養士	合計
定年退職	2人	-	-	-	-	1人	-	-	3人
勧奨退職	5人	-	-	-	-	-	-	-	5人
自己都合	1人	-	-	-	-	-	-	1人	2人
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	0人
計	8人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	10人

(3) 年度当初の常勤職員数

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	医療技術職	栄養士	合計
町長部局	38人	3人	6人	3人	1人	11人	1人	2人	65人
議会	2人	-	-	-	-	-	-	-	2人
農業委員会	1人	-	-	-	-	-	-	-	1人
教育委員会	9人	-	-	-	-	-	-	-	9人
水道事業	2人	-	-	-	-	-	-	-	2人
下水道事業	-	1人	-	-	-	-	-	-	1人
その他事業	2人	-	-	2人	-	-	-	-	4人
計	54人	4人	6人	5人	1人	11人	1人	2人	84人

(H25年4月1日採用職員を含む)

2. 職員の給与の状況

「幌延町の給与・定員管理等について」により毎年6月頃に公表します。

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	休憩時間	終業時刻	週休日
38時間45分	午前8時30分	正午から 午後1時まで	午後5時15分	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

①有給休暇

- ・ 年次有給休暇 . . . 年間20日（ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる）
- ・ 病気休暇 . . . 結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病、精神疾患、膠原病、その他の私傷病の療養に要する休暇
- ・ 特別休暇 . . . 公民権行使、官公署出頭、骨髄移植、ボランティア、結婚、生理、産前・産後、育児、配偶者出産、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故、災害時退勤などに要する休暇

年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3051日	778.7日	78人	10日	25.5%

（調査対象者：H25年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員）

②無給休暇

- ・ 介護休暇 . . . 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護に要する休暇
- ・ 組合休暇 . . . 職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇

(3) 育児休業及び部分休業の制度

- ・ 育児休業 . . . 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得できる制度
- ・ 部分休業 . . . 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度
- ・ 育児短時間勤務 . . . 子が小学校就学の始期に達するまでの期間、職員が希望する日及び時間帯で勤務することができる制度

育児休業及び部分休業の取得状況

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分内容
分限 処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	0人	
	失職	0人	
懲戒 処分	免職	0人	
	停職	0人	
	減給	1人	10%・2ヶ月
	戒告	0人	

5. 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条

(サービスの根本基準)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

区 分	内 容	違反者数
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当って、法令、条例、規定等に従い、且つ、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。	0人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。	0人
争議行為等の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、証人等になった場合も任命権者の許可が必要である。また、離職した後も同様である。	0人
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得てその事業等に従事してはならない。	0人
政治的行為の制限	職員は、政治的団体の結成に関与し、これらの役員になってはならず、政治活動等を行ってはならない。	0人

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	研修内容 (派遣先)	回数	日数	受講者数
町内研修	新規採用職員研修	1回	2日	4人
	幌延町職員スキルアップ研修	6回	6日	55人
	職員研修「幌延地圏環境研究所研究内容講演会」	1回	1日	30人
派遣研修	宗谷管内町村新規採用職員基礎研修 (宗谷町村会)	1回	3日	6人
	宗谷管内町村職員初級研修 (宗谷町村会)	1回	3日	2人
	宗谷地区法務基礎研修 (宗谷町村会)	1回	2日	3人
	留萌・宗谷地区法務研修【応用】 (宗谷町村会)	1回	2日	1人
	法務専門研修 (北海道町村会)	1回	1日	1人
	町村職員研修講師養成講座 (北海道町村会)	1回	2日	1人
	税務事務【基礎】《市町村民税課税》 (市町村職員研修センター)	1回	2日	1人
	自治体新任管理者基礎 (市町村職員研修センター)	1回	2日	1人
	新公会計制度 (市町村職員研修センター)	1回	2日	1人
	北海道介護支援専門員実務従事者基礎研修 (北海道)	1回	5日	1人
	健康教育講座メンタルヘルスセミナー (北海道宗谷総合振興局)	1回	1日	2人
	研修「可能性の無視は最大の悪策」スーパー公務員としてまちづくりや行動力 (猿払村)	1回	1日	1人
	研修会「これからの市町村の徴収と回収」 (浜頓別町)	1回	1日	5人

(2) 勤務成績の評定の状況

当町においては、人事評価制度が未実施。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受 診 者 数	内 容 等
総 合 健 診	63人	40歳以上の職員と、30～39歳の職員の半数を対象
定 期 健 診	16人	上記対象職員以外を対象
腰 痛 検 査	21人	保育士、看護師を対象

(2) 北海道市町村職員福祉協会への公費の負担状況

平成25年度決算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	【A】のうち 互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含まない）	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含む）	公費負担率（事務費を含まない）	公費負担率（事務費を含む）
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	$\frac{(A-B)}{(D-E)}$	$\frac{(A)}{(D-E)}$	$\frac{(A-B)}{(A-B+C)}$	$\frac{(A)}{(A+C)}$
北海道市町村職員福祉協会	260千円	46千円	1,276千円	87人	0人	2,460円	2,989円	14.4%	16.9%

平成26年度予算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	【A】のうち 互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含まない）	会員一人当たりの公費の補助金額（事務費を含む）	公費負担率（事務費を含まない）	公費負担率（事務費を含む）
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	$\frac{(A-B)}{(D-E)}$	$\frac{(A)}{(D-E)}$	$\frac{(A-B)}{(A-B+C)}$	$\frac{(A)}{(A+C)}$
北海道市町村職員福祉協会	258千円	42千円	1,179千円	92人	0人	2,348円	2,804円	15.5%	18.0%

(3) 公務災害補償制度

区 分	発 生 件 数	内 容 等
公 務 災 害	0件	公務中の災害について療養補償などを行う
通 勤 災 害	0件	通勤途中の災害について療養補償などを行う